

児童手当おける同居優先制度について

父母が離婚協議中で別居をしている場合、当該父母は生計を同じくしないと考えられ、児童と同居している者を受給者として取り扱います。同居優先要件を満たした場合、児童手当を受給するためには申請が必要です。

【同居優先要件】

次の要件をどちらも満たしている必要があります。

- ① 配偶者と住民票上別居または世帯分離していること
- ② 離婚の意思があり、相手方にその意思が表明されていることが客観的に確認できる書類（※）を提出できること

※離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調定期日呼出状の写し、調定不成立証明書、家庭裁判所における事件継続証明書等公的機関から発行された書類、その他弁護士等第三者により作成された書類等（婚姻費用分担調定など、離婚前提であることが確認できないものは不可）

【必要書類】

- ・配偶者と離婚の意思を確認できる書類
- ・請求者の健康保険の加入状況がわかるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ等）のコピー（共済組合（私学共済を除く）に加入の方のみ）
- ・請求者の銀行口座が分かるもの（通帳やキャッシュカード）

【申請方法・注意事項】

必要書類をご準備の上、子育て・若者支援課の窓口で申請をしてください。

既に要件を満たしている場合であっても、申請日の翌月分からの支給となります。遡っての支給はできませんのでご注意ください。

【問合せ先・申請窓口】

〒110-8615

台東区東上野4-5-6

台東区役所 子育て・若者支援課 6階⑥

給付担当 03-5246-1232